

平成20年度 第4回芦屋市社会福祉審議会会議録（要旨）

日 時	平成21年3月17日（火）午後2時～午後3時45分
会 場	市役所北館2階会議室3
出席者	出席 会長 白石大介 委員 小笠原慶彰、都村尚子、多田梢、長野良三、中條智子 渡辺宏子、亀山昌也 欠席 委員 重村啓二郎、岡本 威（敬称略） 事務局 磯森保健福祉部長、浅田保健福祉部次長（地域福祉担当）、 岡田地域福祉課長補佐、米田障害福祉課長、 川原障害福祉課長補佐、篠原障害福祉課主査
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	なし

1 議事

芦屋市障害者（児）福祉計画第5次中期計画及び芦屋市第2期障害福祉計画について

2 内容

=事務局より資料確認=

- ① レジュメ・委員名簿
- ② パブリックコメント報告
- ③ 芦屋市障害者（児）福祉計画第5次中期計画
- ④ 芦屋市第2期障害福祉計画
- ⑤ 計画の主な修正・追加点

事務局から芦屋市障害者（児）福祉計画第5次中期計画及び芦屋市第2期障害福祉計画について説明

白石会長：芦屋市障害者（児）福祉計画第5次中期計画と、芦屋市第2期障害福祉計画のポイントを、今までの議論、あるいはパブリックコメント等を踏まえて、わかりやすく修正されたということをご説明いただきました。

基本的なところでお尋ねしますが前回の社会福祉審議会の冒頭の挨拶の中で少しお話をさせていただきましたが、国の社会保障審議会の障がい者部会において、障がいとは何なのかという、障がいの枠の見直しがなされました。従来の3障がい、身体・知的・精神にプラスして、高次脳機能障がい、あるいは最近増えつつあるうつ病、また難病を視野にいれるなど、昨年の末にかけて社会保障審議会の障がい者部会において審議されました。県でも3障

がいを中心に、手帳をベースとしたサービスをしていますが、今回の芦屋市の障害者福祉計画においても、障がいとはなんぞやという概念規定が難しい。

その障がいの枠を、どの辺りの障がいを基準にして施策を盛り込むか。第5次中期計画の6ページから11ページ辺りに、障がいのある方の状況ということで、手帳の所持者、身体、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、3障がいプラス軽度発達障がいも含みつつあるといいった従来と違った動きが、国にも県にも現れてきていますが、芦屋市としてはどのように考えていくのかということを少し盛り込んでいく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局／磯森：第2期障害福祉計画の1ページの1番下の3行の部分がご指摘いただいた部分に若干該当するのではないかと思います。現在、見直しなどが議論されていますので、その動向を注視しながら計画の変更も視野に入れて考えなければならないということを入れさせて頂いています。

白石会長：少し抽象的すぎるのではないかと思う。どのような動向が具体的に出てきているのか、ということを従来の3障がいに加えて軽度発達障がい、高次脳機能障がい等も具体的に視野に入りつつあります。確かに包括的な意味では含まれているのではありますが、市民にとってみればどういうことなのかわからない。

事務局／米田：74ページですが、高次脳機能障がいについては触れておりませんが、発達障がいの方やうつ病の方などについては、早期発見、早期対応体制の充実をこの辺りで少し触れさせていただいている。

事務局／川原：障がい者という定義を書いていませんので、今後の基本指針ということでは情報を掴んでいますが、どの部分が改正され、この計画の中にどのように影響してくるのか今はまだ見えていない状況です。

白石会長：市民側からすれば、例えば交通事故にあうとか、日本の障がい観というのは、まず見える障がいから考えているので、内部障がいなどは認められませんでした。高次脳機能障がいなども一見普通に生活をしているように見えます。しかし、少し前の記憶も忘れてしまうなど家族にとっても非常に生活上の苦労がありました。そういう新たな見えにくい障がい、ある意味で身体・知的は形として見えやすいですが、精神というのは見えにくい。大分理解されるようになってきましたが新たな障がいへの対応としてどうするのか。市民から問われれば、結局は手帳を持っているかどうかということで区別されます。しかし、持っていない方の中にもずいぶんと困っている方はいます。そういう方への社会的サービスをどうするのかということを、セーフティーネットからもれているわけですから。

障がいの概念規定というのは難しいのですが芦屋市としてはどういったところまでサービス体系に組み込んでいくのか、これからグレーゾーンのようなものも広がっていくと思います。それも難しいですし限りなくサービスの提供をすることが求められているわけです。

市民サイドから言わせていただきますと、例えばこういったことで困っていると相談があ

った場合、どのようにその方のニーズに対応していくのかということです。

事務局／米田：今回、障がいのある方等の相談支援体制を充実、強化するといったことを、国も言っております。市でも相談支援体制の充実という形で、58ページに相談支援事業の実施ということで窓口そのものを、今後、福祉センターができたときに相談支援事業者を一点に集中させるという計画もあり、そこに行けば様々な相談を3障がいに限らずどんな障がいを持っている方でも受けさせていただきながら、ネットワークを広げていくといったことも考えていますので、どこに行けばいいかということがわかれれば良いと思っています。

白石会長：相談窓口が今後明確化すれば、従来と違う支援体制が出来ていくでしょうね。

小笠原委員：相談支援体制の話を聞いて思ったことですが、第2期障害福祉計画では60ページに図がありますがよくわかりません。この計画に取り込んでということではないのでしょうかけど、相談を寄せる体制、窓口というものがたくさん並んでいます。これも、知的・身体・精神の様々なものがあるということですが、あとは具体的にはわかりません。

住民、市民の立場に立ってということですが、障がいのサービスを利用するときにどこに行けばいいのかということが高齢者の方は大分わかりやすくなりましたが、障がいのほうは未だに分かりにくい。福祉事務所に行くのか、どこに行くのかということがわかりにくい。厚生労働省にもあるらしいがあれば遠いなど。一番身近なのは民生委員の方ですが、民生委員の方が障がいのサービスについて、特に今は変わる時期ですから十分であるかどうか。他にも積極的に利用すればするほどどこに行けばいいのか分からぬ。自立支援法で一本化されているので、今後、どのようにすれば相談窓口として機能を発揮できるのかということです。これは第2期障害福祉計画ですが、次の第3期、あるいは第4期において大きな課題として入ってくるのではないでしょうか。3障がいとして統一されたのでもう少し幅広い障がいをどうするのか。私は障がいがあるからサービスを受けたい。ではどこに行けばいいのか。それについて、様々な混乱が起こると思いますがそれをどう解決していくのか。次に向けて考えることも必要ではないでしょうか。

事務局／米田：これまでの障がいの方の相談窓口というのは、市役所を中心でした。身体・知的・精神問わず、どの方でも市役所に来ていただく。人数的にも高齢者に比べて少ないので地域でどうこうするということが遅れている状況でした。自立支援法が制定され相談支援事業が立ち上がり、市も19年度には芦屋市の方向として専門の機関、身体は身体の専門のところに、知的は知的の専門である三田谷さん、精神は精神の専門である芦屋メンタルサポートセンターというように点在させた形で、とは言いますが3障がい一元化で、本来はどこでも相談を受けられるのですが、特に専門分野を設けてということで発足させていきました。それぞれの相談事業所も連絡会を持ちながら情報の共有に努めていますが、22年度に出来る福祉センターを地域の福祉の拠点として、3障がいの事業者をひとつの窓口に集めて、身体・知的・精神問わずここで相談を受けられ、処遇困難なケースについては、地域自立支援協議会と言うものができていますので、そこにかかりながらネットワークと言うような形で、福祉センターに行けばどうにかなるという体制を構築したいと思っています。

その図式が今のところは出来ていませんが、福祉センターが出来た時には、とにかく福祉センターにお越しくださいという状況が浸透すると思っています。芦屋市はまだ10万人に満たない人口規模ですので、市の中央、やや南寄りになっていますが、そこに行っていただければという考えです。

今後、6次や7次になる頃には芦屋市の状況も様変わりしているかもしれませんし、国がどの様な方針を打ち出しているかもわかりませんが。

小笠原委員：今回の計画に盛り込むのはもちろんですが、センター1ヶ所で、そこに行けばというのは良いのですが、そこにどのような人を配置するのか、また、電話で訪問してもらえるのか等、老人の方はケアマネージャーがありますが、障がいの場合も同じような形にしているほうが良いのだろうと思います。自立支援法がどのようにになっているか分かりませんが、高齢者と同じようになっていくのであれば、そういった形にも出来るはずです。そのようなことについて、この期間中にどういった要望が出てくるのか。恐らく、来いと言われても逆に来てくれればいいのにという声が出てくると思います。

事務局／米田：現在、それぞれ3つの事業所にお願いしていますが、専任の相談員という方は各相談所に1名か2名といったように、とにかく少ない状況です。相談を窓口で受けながら訪問ということは非常に難しいのですが、各事業所に集まつてもらうことにより、情報を共有しながら、訪問活動ができるということも見据えた形で、集まつていただくということを考えています。

事務局／磯森：1点付け加えさせていただきますが、事業者に集まつていただいて1ヶ所になりますが、加えて社会福祉協議会の方も入り、総合調整という形で関わってきますので、もう少し多機能に動けるのではないかと考えています。

事務局／川原：先ほど、セーフティーネット等の話が出ていましたが、基本計画の23ページに、アンケート調査結果で相談先は家族が多いですが、友達や知り合いの方と言うのも結構多くなっています。相談支援所は中ほどにありますが、ばらつきがある状況でこれから知名度を上げていかなければなりません。相談を受けられる人はいいけれどという話を頂きましたが、このように相談先として挙がっている中で、ニーズの高いところに対して周知していくことが必要であるということが出てきました。家族、友だち、知り合いが相談先として多くなっていますが、知り合いの中には民生委員さんや福祉推進委員さんも入ってくるのではないかと思っています。啓発冊子を作ることを申し上げましたが、具体的な内容は自立支援協議会の中で相談支援事業者が中心となって作っていくことになっています。できればそこに、障がいの理解や具体的にどうすればいいかということに加えて、困ったらどこに相談すればいいのかというところを載せておけば良いと考えています。このようなものを活用しながら、相談支援所や事業所など、必要な方がサービスに繋がるような仕組みづくりが出来ればと思っています。

渡辺委員：民生委員をしている立場から言いますと、福祉センターが出来たときに3障が

いの相談所が窓口にあるということで、私たちが、精神だと思っていても、実際には知的がある場合は、2つの場所に行ってもらわなければなりませんが、どちらかの相談に行って頂ければ良いと言うのは非常に良いです。民生委員としては、相談に乗ってもらえて、それからすぐに何か行動に移してもらえるという体制になれば良いと思っています。

白石会長：第2期障害福祉計画の57ページの地域生活への支援体制の構築ですが、ここに今後の方向性や、63ページには就労支援体制の充実、第5次中期計画では80ページに就労支援の充実とあります。今、国や県は地域移行というものがひとつのキーワードと言っています。厚生労働省でも精神で言えば、退院促進事業とか、地域福祉、施設中心から地域へというひとつの流れがありますが、地域移行ということを考えた場合、いきなり就労が出来る人はもちろん支援していかなければなりませんが、住居の確保がここにありません。家族がいる方は良いのですが家族がいない人もいます。そのような方の住居の確保をどうするのかということが重要だと思います。いきなり就労支援と言っても前段階での地域生活においての支援、グループホームとか、また公営、民間でも住居の確保が必要になります。

事務局／篠原：第2期障害福祉計画の66ページに記載していますが、地域移行により芦屋市に戻られた方は市内のグループホームやケアホームに入られて、そこから就職先を見つけていかれたり、自宅からグループホーム、ケアホームに入られる方も多いのですが、公団住宅を使ったケアホームが芦屋市には2ヶ所、民営の住宅を利用したケアホームが1ヶ所あります。そこで間に合わない場合は市外のケアホーム等を利用されますが、民間の住居を含めてということになれば、入るにあたっての調整が大変になってきます。67ページの相談支援事業の表に住宅入居等支援事業がありますが、これは22年度から実施予定と書いていますが、いわゆる相談支援事業所が、地域移行退院促進にあたって地域に来られる場合や、地域に戻ってこられる場合など、ケアホーム等を探すときに、総合的な調整をする制度が国の中ありますので、この相談支援事業が立ち上がって一定の波に乗って、福祉センターが出来ればそのようなことも委託するように出来ればと考えています。

白石会長：22年度では遅いのではないか。住居もないのに就労支援をするのは矛盾しているのではないでしょうか。

事務局／川原：アンケート結果で、前回の資料に記載しているものとして、今後の暮らしについてということを聞いた項目がありました。家族と自宅で暮らす、施設を利用する、という様々な項目がありますが、その中で一番多かったものが家族と自宅で暮らすというもので、3障がいとも60%を超えていました。

3障がいとも、6割以上の方が家族と一緒に暮らしたいということです。2番目にニーズが高かったのは、グループホームやケアホームを利用したいというもので、身体の方が17.7%，知的の方が43.2%，精神の方は少し少ないので、自宅の次に多い結果となりました。一人暮らしや結婚のために家を借りたいという方は、それより低い結果になりました。グループホーム等を利用したいという方のほうが、パーセンテージ的には少し高いという状況がある中で、就労ということと、居住支援については22年度からニーズに応じてという

形での計画になっています。

一人暮らしや結婚のために家を借りたいという方のニーズよりも、グループホーム等に入りたいというニーズの方が高くなっているのは、いきなり一人で暮らすのは心配ということと、今までではグループホームやケアホームについて詳しく知らなかつたものが市内に施設として増えていることもあり、知り合いが利用しているから自分も利用してみようかというように、選択肢が増えたのだろうと思います。

未だに充足していないこともあります、ニーズが高いと思いますが、その辺りの支援も踏まえて事業所がグループホーム、ケアホームを建てる際の補助申請であったり、立ち上げのための支援ということで、行政としてもするべきなのかというように思っています。

白石会長：その辺りのグループホームのニーズ等は高いようですが、既存のグループホームは幾つくらいありますか。

事務局／篠原：市内で3ヶ所です。12月に1ヶ所立ち上がり、定員が5名のところ現在は4名入居されており今も募集中です。また先日、西宮の方でも立ち上がり、入居する方がいないかということで案内があり、精神の方で病院に入院しながらアルコールの依存症などもあった方でしたが様々な観点からそちらの方に入居することになりました。日中は逆に芦屋のホームに通って来られる形をとりながら作業所の方にも行かれています。

そういう意味で、ケアホームは非常にニーズが高い状況です。

白石会長：やはり一人で生活するのは不安が伴うので、22年度より住宅入居等支援事業が開始されるわけですが、この不安についてはいつの世も変わらないと思いますので一人暮らしができる方はいいのですが、まずは既存のグループホーム等を充実させるなり、利用いただく。居住に関することが心配だと思いましたが他の方は何かご意見はありますか。

例えはそんなに難しいことを考えなくても、57、58ページに地域生活への移行支援体制の構築ということで、方向性ということでグループホームの拡充というものを入れていただくということなど。

事務局／篠原：54ページですが、居住系サービスの充実において、若干重なりますが、共同生活援助、共同生活介護などの居住サービスについては情報提供を図るとともに新規開設の支援を行うということと、あとは利用される方の負担が非常に大きい自立支援法の自己担以外の家賃であったり光熱費であったりというものが掛かってきますので、家賃の助成を行ないたいということを記載していますが、地域移行の欄においても同じような形で記載させていただいている。

事務局／川原：51ページの基本目標のところに、地域生活移行の推進について記載しています。

白石会長：52ページの訪問系サービスの充実と57ページの地域生活への移行支援体制の構築と、上手く処理できたのでしょうか。つまり地域生活への移行ということが、訪問サ

ービスの充実にも繋がると思います。そうすると居住系サービスについてもそこに繋がり、体制が整う。地域生活への移行支援体制の構築において、住居の確保が必要です。

小笠原委員：つまり、移行支援体制とともにになって欲しいということですね。

白石会長：そうです。

小笠原委員：地域理解の促進とありますが、実際に移行していくときに、地域理解は非常に大きなことですが、地域理解の促進だけではなく、実際に地域生活に移行していくときに、まずは住居の確保と就労です。何か具体的なものがあればいいのではないかと思います。

事務局／米田：地域生活への移行支援体制の構築の後ろのほうに、載せておきたいと考えます。会長と調整させていただきます。

白石会長：審議会を改めて開くことは難しいと思いますので、事務局と会長とで打ち合わせた上で調整させていただきたいと思います。

都村委員：第5次中期計画の34ページのヒアリング調査のところですが、障害者自立支援法や制度に対するご意見というところで、認定区分の問題と、報酬単価の問題が挙げられていますが、この他に例えば自己負担の問題、いわゆる応益負担の問題についてのご意見と言うのはあまりなかったということですか。それが地域性の問題なのかと思っていますが。

事務局／篠原：事業者に対して聞き取りもしましたし、団体にもお聞きしましたが。

都村委員：非常に驚きました。

事務局／米田：挙がっているのを書かなかつたのではなくて、実際に挙がっていません。応能負担から応益負担になって色々なことがあります、軽減策が講じられており、現実には1割言いながらも在宅サービスで言えば1.8%負担くらいの軽減策が出ていますので、それでではないかと思います。議会でもそのようなご質問を受けていますので、気をつけていますがそういうことです。

都村委員：地域性もやはりあるのでは。自立支援法が今後どうなるか、その柱の部分が議論されようとしていますが、芦屋市ではそれが課題とはなっていないということですね。

白石会長：地域性ですね。

小笠原委員：実際芦屋においては負担が増える人が多いのか、減る人が多いのかよくわかりません。

都村委員：芦屋には重度差ですね。

小笠原委員：それはわかりませんが、それもあるのでしょうかね。

渡辺委員：点訳をしている関係で障がいの方と関わっていますが、芦屋ではお金の話は聞いたことがありませんが、西宮で、自立支援法が無いときは行政がお金を払ってくださるので、行政から手引きをしていただいている間、自立支援法が出来て応能負担が必要になってからは、計画を立てて買い物の手引きをするようになりました。私が手伝うと申し出ても、行政に頼むのでと断られていきましたが、最近は頼まれるようになったのは、やはり自立支援法によるものではないかと思います。芦屋ではそのようなお話を聞きましたので地域性であると思います。

多田委員：本年から介護保険が増えてきますが、その前からモデル事業で介護保険の認定に携わってきたのですが、グループホームに入られる方は、回転が著しいです。費用等は知りませんが、認知症になったら介護保険でなくても、障がい者のかたなどにも施設が多く出来ればいいのかなと思っていましたが、市内で3ヶ所でしたら使用率というか使用者数はあまりないですね。

事務局／米田：12月に開設されたグループホームでもまだ1名の空きがある状況ですし、在宅で暮らしておられた方が保護者の方も高齢になられて、自宅では介護が難しいという状況のときに施設という形をとっていましたが、もうひとつ前段階で、今回のグループホームやケアホームということになっていますし、今まで入っておられた方も一旦地域に戻ってと言うことができたのですが、親御さんもなかなか決められないこともありますのでその辺りも大きいのではないかでしょうか。親が子供と離れる時期が、どの時期で離れるべきなのかということが少し難しいのではないかと思います。

都村委員：経済的な問題等ではないですか？

事務局／米田：経済的な問題も無くはないかと思います。

事務局／篠原：利用者負担については、障害年金2級の方は、月に66,000円くらいだと思いますが、その方も利用者負担は0になります。ただ家賃が4万円、光熱費と食費などで25,000円程になると66,000円ギリギリになってしまいます。そこで、家賃を半分助成する制度を実施していますが、それでも残る費用が1万円や2万円になってしましますので自分のお小遣いや医療費をそこから出さなければならないこともありますので、そういう意味で大変なところもあって年金の引き上げ等の論議も出てきています。

多田委員：その費用の点がわからなかったところと、介護保険のことではないかもしれませんのが、高齢の一人暮らしであったり、あるいは高齢夫婦二人の生活などが多いですね。片

方がどうにかなってしまうと介護に手が掛かるようになり生活が立ち行かなくなってしまいますね。ですから、介護保険の制度というものが働いている人、介護する人、そういう二人の人間の存在を前提にして存在しているように思います。家庭の中での介護能力が低くなれば施設で見ていくような形にしていかないと、これから若い人の数が少なくなっていくことも併せて、そういう形に持つていいのかどうかと考えています。これが障がい者福祉と関わることかはわかりませんが、そういう枠を取ってしまってある程度年齢がいけば、国が面倒を見るとか、子どもの教育についても子どもは社会全体のものとして見るという考え方のほうが、いろいろなものを無駄なく使えるのではないかと思います。

白石会長：まだまだ老老介護だの高高介護だの、はたまた認認介護だのありますね。

多田委員：障がいがある方も親御さんが年を取ってこられるとどうにもならないのではないかでしょうか。

白石会長：そこに悲劇が起こる、そういった落とし穴が多くあるということですね。

多田委員：それを全て解決できるような方向で持つていった方がいいと思いますが、その辺りはどうなのですか。

事務局／磯森：介護保険の場合は地域密着型サービスが近隣に密着した形の、多機能の施設や、ミニ特養があり、大変評判が良いと聞いています。障がい者のグループホームなども、それに共通する部分もあるのかもしれません、なかなか整備の方が進まないという側面もありますが、やはり必要なものだと思います。

白石会長：高齢の方はなかなかそういったサービスを利用しようとされません。家内の父兄などは家族の援助すら拒否をして公的サービスなんかという拒絶反応がありました。

事務局／磯森：以前は、施設に入るということ自体にご本人の抵抗がありました。

白石会長：施設に入らないまでも、サービスを利用することについて、ホームヘルパーの方に来て頂く等、掃除洗濯など、そういう公的なサービスを利用すればいいという。

事務局／磯森：現在6つの高齢者支援センターが芦屋市内にありますが、ここを通じて、高齢の方にはサービスをお調べしていただき、かなり身近に感じていただけるようになっていきます。

白石会長：高齢者のみならず、他者が家の中に入ってくると言うことに何か違和感を覚えるといったひとつの文化的なこともあります。その辺のこととも年齢問わずありますし、よほど困らないと人に頼らないという方もいます。無理をしても自分でやろうという部分があります。

中條委員：お世話になりたくないという方が多いし、ヘルパーさんに来ていただくので、お掃除しなければとか、お菓子を出さなければとか、そういう方向に考えがいってしまうみたいで、ヘルパーさんが帰られたら疲れた、くたびれたと、皆さんそういった段階を踏んで、段々と慣れていくように思います。

この間、社協で認知症の啓発ということで、松本先生に講演していただきましたが、多くの方に来ていただきまして、ご自分の中に抱え込んでいたものが講演を聞いてほっとした、という方が随分いらっしゃいました。そのような啓発運動というものをしなければならないと思います。心的障がいの方々の啓発運動もしなければならないと思いますし、メンタルサポートセンターの方にも、我々や関わっている人たちは研修に行くようにして、最新の研修にもう一度足を運んでみましょうと言う啓発運動をしなければと思います。社協としては、皆さんのお役に立てるように、職員一同、一生懸命勉強しているところですので、絶対にやるとはいえませんが、努力はしていきますので、よろしくお願いします。

亀山委員：私の立場からすれば常に高齢者の福祉と重ね合わせて考えるようになるのですが、私の場合にも当初は相談窓口がどこにあるのか、いざとなったときにどこに駆け込めばいいのかということで、トラブルも数多くありましたけれども、今もお話が出ましたように、市内に高齢者的生活支援センターが6ヶ所ほどあります。これも随分と機能し始め、当初の出発のところでの迷いでも、私たちが的確な相談に乗れるようになったのは良いのですが、やはり個々のサービスの中身に入ってくると、特有の潔癖感というものがありまして、これはやはり10年15年とたないと変わってこないとは思いますが、私たちの世代には、そういうことのなかで、いかに快適なサービスを受けて、本人ももちろんご家族の方が快適な老後を援助していただかないといけないと思います。この支援サービスは本人のためだけのものではなくてご家族の方はもちろんご近所の方も含めた地域のためにあるサービスだと思います。それを同じ視点に立って見たときに、障がいを持った方々のいわゆる福祉サービスというものは個々に深いものがあり、単純に比較することは出来ませんが、第一にそういう問題を抱えた方が本当に相談できる窓口というものがどこにあるのかということです。

役所に行って窓口をたらい回しにされるということはなおさら、つらい立場にあると思いますので、それを受けた時の窓口は、来年にできる福祉センターを楽しみにしているのですが、それが出来ることがひとつの中核だと思います。私がお聞きしているところでは、の中にはあらゆる専門的な施設が入って、中核になるのがその相談窓口センターだというようにお聞きしておりますので、それが整い、機能し始めれば、いわゆる表に出したくないと言う形で抱えておられる問題を持つ方が、相談でき、現在計画されているサービスをそういう方にも快適に受けさせていただけるのではないかということを重ね合わせて考えていました。難しい問題なので、どうお答えしていいのかわかりませんが、ここに計画されているそれぞれのサービスが充分に機能できるような、そういう総合的な窓口が福祉センター基本構想もあります。ここで話に挙がったサービスのあり方も、同じような問題が出たと思います。それをどうすり合わせていくのか、何年か後、来年再来年に窓口がどういった形で、障がいのある方々にも我々高齢者にも、また違った意味での子育て途中の方にも、どういう機能をして良い窓口ができるのかということを、総合的に考えなければならない時期に来ているの

ではないかと思います。

白石会長：前々から申し上げています生活支援ですが、障がいの内容でしたり、お金の格差ではなく、生活上困っている方にはどう支援していくのか。これは30数年前に、デンマークで日本と同じように身体や知的、生活保護等の法律がありました。30数年前、生活支援法というように一本化されました。これは、どのように生活上困っている方に援助するのかと言うことです。そうすれば障がいごとにたらい回しされることもありません。生活上困っている方を支援する方向で一本化しなければ、法律ばかりが細かく制定されたり改正されたりといった意味で、亀山委員が言われる、トータルした形で生活をどう支援していくのか、ということが日本においても必要ではないかと思います。単純明快ですので、むしろその方が良いのではないかと考えます。ラディカルな考え方かもしれません、3障がいとか何とか関係なく、生活に困っている方を支援するべきではないかということで、なるべく早く一本化をすれば良いと思います。

長野委員：3障がいといいますが、身体障がいと知的、精神障がいは別個のものと思います。身体障がいは、判断等においては本人が自分で出来ますが、知的と精神障がい者は、この人たちの意思は少なく、援助している人たちの意思だと思います。なかなか本人の意思が反映できません。表に出てきているのは介助している方の意思・意見です。やはり3障がいをひとつのものとして考えるのは難しいと思います。身体障がい者は身体障がい者同士で相談ができる、自分たちの持つ不安と言うものはある程度解消でき、身体の人で生活もできますが、知的、精神の人は援助する人たちが必要ですから別個にして考えるべきではないかと思います。3障がいをひとつにして扱うと言うのは非常に難しいし、問題も出てくると思います。

白石会長：生活のしづらさと言いますか、その内容は違えども、結局、身体と知的、精神の生活上の困難さということをどう援助していくかということについては、3障がいの一体化はそれほど難しいことではないと思います。

長野委員：やはり身体障がいの方と知的や精神の人はやはり違います。

白石会長：ですから、ゆくゆく生活支援度数のような、0から100のような、そういうものを指数化して援助の一元化を図るべきだと思います。

長野委員：知的、認知症等もですが、その中に入ってくると思います。今は3障がいといっていますが、非常に幅広くなってくると思います。

白石会長：今までの支援、指導、福祉のあり方等、パラダイムシフトをどうしていくかということ、サービスや法体系も変えていかざるをえないと思います。

21世紀型の援助体制をどう作っていくか、私たちはその入口に立っていると思います。今日のところはこれ以上の議論を深めることが難しいと思います。

何か他にご意見が特段無いようでしたら、先ほどのところを少しマイナーチェンジさせていただいて事務局と会長に委ねていただくということでお願いします。

事務局／浅田：今日は本当にありがとうございました。先ほど、会長から言われましたが、後は事務局と会長で調整をさせていただきまして、この計画を仕上げていきたいと思っております。仕上がりましたらお手元に配布、お届けをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今年度はすこやか長寿プランと障害福祉課の2つの計画のご審議いただきました。お忙しい中、度々足をお運びいただきまして本当にありがとうございました。

来年度は、こども課が所管しております次世代の後期計画がございますので、ご審議いただきますようお願いします。どうもありがとうございました。